生年月日　昭和二十五年六月十日
選任年月日　平成二十四年十月三十日
会計監査を行うべき者　氏名　川越　孝洋　　沓掛　哲男
住所　長崎県長崎市横尾二－九－一一
生年月日　昭和十八年七月十二日
選任年月日　平成二十四年十月三十日
所属国会議員（所属国会議員でなくなった）　氏名　杉本　和巳（杉本かずみ）

○総務省告示第四百九号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第一項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、民主党及びみんなの党から訂正の報告があったので、同法第三十一条の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第三百五十号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十四年十一月二十八日　総務大臣　樽床　伸二

〔民主党〕の部民主党兵庫県第５区総支部のうち４中

「　光熱水費　307,454」を
「　光熱水費　119,941」に、
「　事務所費　3,499,544」を
「　事務所費　3,687,057」に、
「　組織活動費　602,600
機関紙誌の発行その他の事業費　2,504,634」を
「　組織活動費　714,145
選挙関係費　197,600
機関紙誌の発行その他の事業費　1,905,359」に、
「　宣伝事業費　599,275」を
「　その他の経費　290,130」に改める。

〔民主党〕の部民主党兵庫県第５区総支部のうち５中

「　一件五万円未満の計　2,407,909
合　計　3,499,544」を
「　一件五万円未満の計　2,595,422
合　計　3,687,057」に、

「　（組織活動費）
一件五万円未満の計　602,600
合　計　602,600」を

「　（組織活動費）
一件五万円未満の計　714,145
合　計　714,145
（選挙関係費）

支出の目的	金額	氏名	住所
街宣車車検	87,000	㈱クインオート	篠山市
一件五万円未満の計	110,600		
合　計	197,600		

」に、

「　（宣伝事業費）

支出の目的	金額	氏名	住所
街宣車車検	87,000	㈱クインオート	篠山市
街宣車自動車保険	93,420	三井住友海上火災保険㈱	中央区
〃	59,240	〃	〃
一件五万円未満の計	359,615		
合　計	599,275		

」を

「　（その他の経費）

支出の目的	金額	氏名	住所
街宣車自動車保険	93,420	三井住友海上火災保険㈱	中央区
〃	59,240	〃	〃
一件五万円未満の計	137,470		
合　計	290,130		

」に改める。

〔民主党〕の部支部政党交付金に係る報告書の要旨（支部分総括）のうち６を次のように改める。

6　支部政党交付金による支出の内訳

経常経費	4,067,132,490
人件費	2,291,575,277
光熱水費	86,739,649
備品・消耗品費	442,647,392
事務所費	1,246,170,172
政治活動費	2,262,106,287
組織活動費	297,268,266
選挙関係費	1,177,944,790
機関紙誌の発行その他の事業費	750,460,490
機関紙誌の発行事業費	303,010,443
宣伝事業費	442,445,102
その他の事業費	5,004,945
調査研究費	36,099,506
その他の経費	333,235
合　計	6,329,238,777

〔民主党〕の部政党交付金・支部政党交付金に係る報告書の要旨（本部分・支部分総括）のうち６を次のように改める。

6　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳

支部政党交付金	6,434,200,000
経常経費	5,297,768,047
人件費	3,037,286,089
光熱水費	103,518,953
備品・消耗品費	526,634,565
事務所費	1,630,328,440